○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（デジタル調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室にデジタル調査官十九人以内を置く。 ２　デジタル調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第三条第四項第二号に掲げる事務を処理する。 （調査専門官） **第二条の三**　［略］ ２　［略］ （企業結合調査官） **第二条の四**　［略］ ２　［略］ （フリーランス取引調査官） **第二条の五**　［略］ ２　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第六条第六項に掲げる事務を処理する。 （転嫁円滑化対策調査官） **第二条の六**　［略］ ２　［略］ （下請取引検査官） **第二条の七**　［略］ ２　［略］ （特別専門官） **第二条の八**　［略］ ２　［略］ （審査専門官） **第二条の九**　［略］ ［２～４　略］	［条を加える。］ （調査専門官） **第二条の二**　［同上］ ２　［同上］ （企業結合調査官） **第二条の三**　［同上］ ２　［同上］ （フリーランス取引調査官） **第二条の四**　［同上］ ２　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第六条第六項に掲げる事務を処理する。 （転嫁円滑化対策調査官） **第二条の五**　［同上］ ２　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の六**　［同上］ ２　［同上］ （特別専門官） **第二条の七**　［同上］ ２　［同上］ （審査専門官） **第二条の八**　［同上］ ［２～４　同上］

名称	地方事務所及び支所に置かれる課
北海道事務所	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
東北事務所	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課

名称	地方事務所及び支所に置かれる課
北海道事務所	総務課　取引課　下請課　第一審査課　第二審査課
東北事務所	総務課　取引課　下請課　第一審査課　第二審査課